

生徒総会での校則等の見直しについて

12月13日（水）10時45分から12時まで、体育館において生徒総会を実施した。議長会から出された議題を中心に提案や意見、質疑応答など行った。質疑応答では何人かの生徒が挙手をし、伝えきれなかった要望をあれこれ口にし、脱線しそうになったが、軌道修正しつつ、学校側（先生方）の説明や生徒からの意見等を交わし有意義な時間になった。

生徒心得6② 「本校が指定する靴（黒のローファー型）を通学靴とする。」
については、担当教員がスーツに革靴というフォーマルな着こなしやTPOをわきまえたスタイルは自分たちのメリットになることを訴えた。生徒らもローファーとスニーカーの良い点・悪い点どちらもあると理解したようだったが担当者から、

生徒心得6② **「本校の通学靴は原則黒のローファーとする。」**
となり、（ケガや病氣、遠距離の徒歩通学等）申し出によりスニーカーも可とした。

9月14日に改訂された靴下についての項目は、「スニーカーソックスは認めない」を削除してくれたため、

生徒心得12（3） 「黒色または紺色無地のレギュラーソックス、またはハイソックスとする。」となっていたが、議長会から長さの規定がなくなったのであれば「黒色または紺色無地とする。」にすればいいのではないかとの提案を受け

生徒心得12（3） **「靴下は黒色または紺色無地とする。」**に変更することになった。

行事等でのスマホの使用を認めてもらおうとスマホの利用制限緩和については、生徒側から条件を出すことで認めてもらえないかと提案があった。議長会から適切な利用の声かけを行い、生徒同士で利用制限をしっかりと守るところを先生方に見てもらうことで利用制限緩和をしてもらえないかというものであった。担当者からは次回の生徒総会までの間、使用状況を見てみるという回答であったが、情報モラルを逸脱することがないこととスマホを使う以上はしてはいけないことをしっかりわきまえた行動をとるようにという2つの注意事項も示され**継続審議**ということとした。

上着なしでの登校について質問があった。このことについては、セーターやベストはオプションであるため全生徒が持っているものでない。オプションである以上は、シャツの上にはジャケット。寒いと判断するなら中にセーターやベストを着込む。それでも寒いなら防寒着を着用することで防寒対策をするよう説明があった。しかし、先生方の中でもいろいろな意見があることも踏まえ、**「「〇〇会」「〇〇式」など全校生徒や学年団で集まる集会などの場に全員が上着を着用できること」「学校に上着を置いたままにしないこと」の2点を守れるならば上着なしでの活動を認める**という回答となった。

男子のスカートの着用については、非常にナーバスな問題であるため、**スカートやリボンについて面白がってはいてきたり、付けてきたりする者がいないことを大前提としてLGBTQの観点から認める**こととしたと説明した。

生徒心得とは別に生徒会会則の見直しにも触れた。

第30条 部活動については、1年生は原則として全員、2・3年生は希望者を持って組織する。

という条項があり、1年生の部活動の原則参加の廃止を求めました。これについては、

第30条 部活動については、希望者を持って組織する。

と改訂され、「**1年生は部活動に入ること**」とされていた文言を消すことになったが、担当者からこの条項についての説明があった。進学や就職に必要な書類に調査書があり、その書類に「部活動の欄」がある。部活動をしていないとその欄が埋まらなくなることや自身の可能性への挑戦として部活動に入部して欲しいという願いが込められていることなどを伝えた。

これ以外にも施設に対する要望もたくさんあったが、施設の改善については1つの部活動からの要望より、学校全体の利益になるものが優先されることや県の予算の中でも優先されるものがあることなどの説明もあった。